



木蓮

高井会計だより

編集 発行人
税 理 士

高 井 直 樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058 (253) 5411(代)
FAX 058 (253) 6957

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・
日	8	22	・
月	9	23	・
火	10	24	・
水	11	25	・
木	12	26	・
金	13	27	・
土	14	28	・

3月の税務と労務

- | | |
|---|---|
| 国 税 ／平成26年分所得税の確定申告
2月16日～3月16日 | 国 税 ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
3月31日 |
| 国 税 ／個人の青色申告の承認申請
3月16日 | 国 税 ／7月決算法人の中間申告
3月31日 |
| 国 税 ／贈与税の申告
2月1日(窓口受付は2日)～3月16日 | 国 税 ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場
合)
3月31日 |
| 国 税 ／2月分源泉所得税の納付
3月10日 | 地方税 ／個人の都道府県民税、市町
村民税、事業税(事業所税)
の申告
3月16日 |
| 国 税 ／個人事業者の26年分消費
税の確定申告
3月31日 | |

ワンポイント 発信主義と信書便の送付

国税関係書類の提出期限の原則は到達主義ですが、郵便や信書便で提出された確定申告書などの納税申告書は通信日付印の日付が提出日とみなされる発信主義が適用されます。ただし、封書やレターパックと異なり、ゆうパックやゆうメールでは信書便を送れませんので注意が必要です。

日本政策金融公庫の利用

「国民生活事業」

「中小企業事業」

「農林水産事業」

中小企業への公的融資は大きく分けて二つ、日本政策金融公庫と信用保証協会付融資があります。それぞれの仕組みと特徴を知るとは、企業経営者にとって有用です。今回は日本政策金融公庫の事業内容についてご紹介します。

1 日本政策金融公庫とは

平成二十年十月一日、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）が統合され、新たに日本政策金融公庫が発足しました。

業務内容は、次の三つに分かれます。

(1) 「国民生活事業」

国民一般向け業務として、小口の事業資金融資や創業支

援・地域活性化支援、入学資金などの教育資金融資などを行います。

(2) 「中小企業事業」

中小企業者向け業務として、中小企業への長期事業資金の融資、信用保証協会が行う中小企業の借入等に係る債務の保証についての保険の引受け等の多様な機能により、日本経済の活力の源泉であり地域経済を支える中小企業・小規模事業者を支援します。

(3) 「農林水産事業」

農林水産業者向け業務として、担い手を育て支える農林水産業者向け融資、食の安全の確保を支える食品産業向け融資を通じて、国内農林水産業の体質強化や安全で良質な食料の安定供給に貢献します。

2 中小企業事業の業務内容

(1) 融資業務

中小企業の事業振興のため、長期固定金利の資金を安定的に供給し、民間金融機関の資金供給を補完しています。

① 中小企業者に対する貸付け

② 中小企業者が発行する社債（新株予約権付）の取得

③ 中小企業投資育成株式会社及び設備貸与機関に対する貸付け

④ 中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化（証券化・自己型）

(2) 信用保険業務

中小企業・小規模事業者の円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者の借入などに係る債務の保証についての保険の引受けなどを行っています。

① 信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者の借入などに係る債務の保証についての保険

② 信用保証協会に対する貸付け

③ 破綻金融機関等関連特別保険等業務

④ 機械保険経過業務

(3) 証券化支援業務

中小企業への無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。

3 中小企業事業の融資業務

長期資金の安定供給により民間金融を質と量で補完しています。また、時代の要請に応じて政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます。

(1) 長期資金専門

中小企業が円滑に成長・発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達が不可欠ですが、中小企業は資本市場からの資金調達が困難であるなど、一般的に大企業と比較して資金調達の手段が限られています。

また、民間金融機関の貸出も短期資金が中心であり、中小企業に対する長期資金の供

給は十分ではありません。このため、中小企業事業では、長期資金融資を専門に取り扱っており、融資の半数が期間五年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

(2) 事業資金の安定的供給

中小企業事業の融資の伸びは、金融引き締め時期や民間金融機関がリスクをとりにくい時期（バブル崩壊後の金融調整期や貸し渋り発生期）には高く、逆に金融緩和期には低下しています。

中小企業事業は、景気などの影響から融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関の活動を補完するという見地から、中小企業に事業資金を安定的に供給しています。

(3) セーフティネット

東日本大震災の影響を受けた中小企業をはじめとした厳しい経営環境にある中小企業に、「東日本大震災復興特別貸付」や「セーフティネット貸付」による融資を行い、資金繰りや事業の再建を支援しています。

(4) 資本性ローン

新規事業や企業再建に取り組む中小企業の財務体質強化を図るために、民間金融機関と連携し、「挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）」を適用して支援しています。

本特例による債務については、金融機関の債務者区分判定において自己資本とみなすことができます。

(5) 海外展開支援

「海外展開資金」による融資、「スタンドバイ・クレジット制度」による海外現地法人等の現地流通通貨建て資金調達支援、経営相談への対応、進出企業間の交流会の開催などにより、中小企業の海外展開を積極的に支援しています。

(6) 新事業支援

ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組み中小企業を支援する新事業育成資金の融資に積極的に取り組んでおり、制度がスタート（平成十二年二月）してからの累計実績は六、六五八社、二、九三二億円に上っています（平成二十六年三

月末時点）。

また、企業が新たに発行する新株予約権を取得することにより、無担保資金を供給する制度もあります。

(7) スタンドバイ・クレジット

中小企業事業では、平成二十四年度からスタンドバイ・クレジット制度の取扱いを開始し、海外金融機関との業務提携を行っています。また、中小企業がより幅広く同制度を活用できるよう、国内の地域金融機関との連携も行っています。

スタンドバイ・クレジット制度は、中小企業・小規模事業者の海外現地法人等が、公庫と提携する海外金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入れを行う際、その債務を保証するために公庫がスタンドバイ・クレジット（信用状）を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。

4 新規開業関連融資

(1) 新規開業資金

国民生活事業には、新たに

事業を始める場合や事業開始後おおむね七年以内であれば利用できる「新規開業資金（新企業育成貸付）」などの融資があります。

(2) 女性、若者／シニア起業家支援資金（新企業育成貸付）

国民生活事業・中小企業事業には、事業開始後おおむね七年以内の女性、三〇歳未満か五五歳以上の場合に利用できる「女性、若者／シニア起業家支援資金（新企業育成貸付）」などの融資があります。

(3) 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）

国民生活事業・中小企業事業には、廃業歴等があるが創業に再チャレンジする場合に利用できる「再挑戦支援資金」などの融資があります。

5 申請手続

日本政策金融公庫の申請手続の大まかな手順は、相談↓申込↓面談↓融資↓返済（原則月賦払い、元金均等返済・元利均等返済・ステップ（段階）返済等）となります。

～消費税の軽減税率～

平成29年4月に予定される消費税の10%への引上げとともに導入されることが与党間で同意され(導入内容・時期などの詳細は未定)、何かと話題の「軽減税率」について、ご紹介したいと思います。

軽減税率とは、特定の品目における課税率を他の品目に比べて低く定めることを言います。消費税は所得に関係なく負担することから、低所得者の負担が大きい(逆進性がある)とされています。そこで、食料品などの生活必需品に対しては消費税を軽減しようというのが軽減税率です。

EUでは多くの国で採用されており、軽減も半額程度から全額まで様々です。例えばカナダでは、ドーナツ5個以内の購入は外食とみなされ消費税6%、6個以上ではその場では食べられないとみなされ食料品となり、消費税は非課税とされています。食料品だけではなく、新聞や本、交通機関

などが対象になることもあります。

軽減税率導入に関しては、制度の複雑化、事務負担の増加、対象となる生活必需品の選定の困難さなどが指摘されています。

軽減税率導入時には、店舗はレジの設定を、ウェブサイトはシステムの設定を変更しなければならず、その他様々なコストがかかります。

また、外食は贅沢だとして標準税率とし、テイクアウトは生活に必要な食料を購入したものとして軽減税率とされた場合、同じものののに税込価格が違うという事態が起こります。加工品か生鮮品か、持ち帰りかイートインか、どのように区分するのかという問題が生じます。生活必需品と贅沢品に区分が難しい案件も多数存在するでしょう。

国民が納得して税金を払うためには、公平でわかりやすく、払いやすい制度が求められますので、軽減税率導入に関しては、今後十分時間をかけて様々な検討をする必要があるでしょう。

～完璧を目指すより まず拙速を！～

「時間をかけて完璧を目指すより、まず拙速を」。これは、トヨタ自動車元社長の奥田碩氏の言葉です。確かに、上手くやろうとすればするほど準備に時間がかかり、機会損失は拡大してしまいます。下手でもいいからやってみて、上手くいかないところは、その都度直していく方がずっと効率的です。

また、フェイスブックの創始者であるマーク・ザッカーバーグ氏も、「完璧を目指すよりもまず終わらせろ」と言っています。完璧にこだわって物事を先送りするよりは、フットワーク軽くすぐに行動した方が、むしろ良い出来になるのではないのでしょうか。完璧を目指さないことで無駄に悩んだりせず、結果的に多くの物事に時間を割くことができるからです。

仕事などの「やるべきこと」の生産性をあげるため、これらの言葉を心がけてみましょう。

行ってみたい桜名所ランキング

桜の開花が待ち遠しい今日の頃、行ってみたい桜名所ランキング(二〇一四年ウオーカープラス)をご紹介します。

第一位は京都府の醍醐寺。豊臣秀吉が晩年醍醐の花見を行ったことでも有名。現在も約八〇〇本の桜が境内を彩り、春の彼岸に咲き始めるかわづ桜から、しだれ、ソメイヨシノ、山桜、八重ザクラ、大紅しだれと大山

桜が咲き終わるまで約三週間、様々な桜が咲き誇ります。

第二位以下は、高遠城址公園(長野県)、弘前公園のソメイヨシノ(青森県)、一心行の大桜熊本県)、吉野山(奈良県)、高田公園(新潟県)、三春滝桜(福島県)、身延山久遠寺(山梨県)、津山城(岡山県)、淡墨公園(岐阜県)と続いています。